

教員の不当解雇と「働く権利」「子どもの権利」について考える

— 正田教諭分限免職取消訴訟を通して —

主催 教員文化研究会

今、日本全国で「分限免職」という形での教員の解雇が広がりつつあります。教員に対する管理強化、不当な攻撃、加重労働等によって心身を痛めつけられた末に、教員として「不適格」という烙印を押されて解雇されるケースが多く、多くの教員が泣き寝入りで「解雇」を受入れる状況にあります。

一方、このような「解雇」の裏には、子どもたち、生徒たちと真摯に向き合い、実践を展開してきたそれぞれの教師たちの実践を不当に卑しめる行為が溢れ、教員の小さな過失を過大に宣伝することで、その過失の背景にある学校・教育全体の問題を隠蔽し、問題を根本から解決する機会が放棄されています。

この研究会では、これらの問題を二つながらに提起する正田教諭分限免職取消訴訟を取り上げます。特に今回は、このような状況と同じ構図が、学校に限らず、広くさまざまな労働現場に広がっていることを視野にいれながら、この裁判が提示している意味について、多角的に検討していきます。※正田教諭分限免職取消訴訟についての詳しい情報は、正田教諭分限免職取消訴訟支援の会のホームページ（以下）をご参照ください。

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

内容

1 正田教諭分限免職取消訴訟の概要

事件および裁判の経過

「不適格」判定の契機とされた文書の虚偽性—教え子による解明

2 労働問題としての意味

「働く権利」を侵害する不当解雇の広がりとは労働運動（労働組合運動）の意義

学校で、「働く権利」をどう守っていけばいいか

3 教育実践発展のために—体罰克服・性教育尊重の視点から

全国各地で起きている「体罰」事件、学校「事故」

性教育バッシングの広がりとはこれに抗する動向

子どもの権利を守り、創造的に発展させる可能性を示唆する正田裁判

日時 2010年4月11日（日）午後1時半～5時半

場所 法政大学（市ヶ谷キャンパス富士見校舎）、

ボアソナード・タワー26階A会議室

JRまたは地下鉄で「市ヶ谷」または「飯田橋」下車徒歩7分

（地図）<http://www.hosei.ac.jp/hosei/campus/annai/ichigaya/access.html>

http://www.hosei.ac.jp/hosei/campus/annai/ichigaya/campu_smap.html

問合せ先 法政大学 荒井容子（教員文化研究会 代表）

（「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」事務局 yfel2833@nifty.com）

原告最終意見陳述

疋田哲也

小平第五中学校に転任する直前の平成10年2月28日に母が他界してから、私は父と二人暮らしでした。そして、澤川菊雄校長と岡崎美昭教頭が小平第五中学校に同時に着任する直前の平成14年3月末に、私の父はC型肝炎のインターフェロン治療に失敗し、6月には自宅での立位介護の生活に入りました。このとき父は78歳でした。担当医から「緊急時にはすぐに帰れる体制を取ってください」と言われ、また父からは「自分の介護のために、現在の教育活動を中断しなくてすむように、自家用車通勤をしてほしい」と言われ、私は、7月になって、澤川校長宛に自家用車通勤願いを提出しました。

澤川校長が「C型肝炎についてよく分からないので許可できない」と言ったことを私が父に話すと、父は「診断書」「C型肝炎の病状説明の資料」「立位介護証明書」を持参して、学校を訪れ、私の自家用車通勤の理由について説明しました。父によれば、そのとき澤川校長は、私の自家用車通勤を認めてほしいという父の願いを快諾した様子でした。ところがその直ぐ後、8月になって、澤川校長は、私に対して「小平市教育委員会が認めないので、電車とバスと徒歩で通勤することを命令する」と言いました。困惑する私に、岡崎教頭は「お父さんのことは心配なので、もう一度自家用車通勤願いの書類を提出し、自家用車で来るときはその度に自家用車通勤届けを私(教頭)宛に提出しなさい」と言いました。私は岡崎教頭の助言に従いましたが、澤川校長は学校外の民間駐車場に駐車している私の車の写真を撮り、「この写真を、信用失墜行為をする教師の証拠として公開するぞ」と脅してきました。

仕方なく、私の父は私の自家用車通勤を小平市教育委員会から認めてもらうための依頼をするために、その年の10月に再び学校を訪問しました。すると、今度は、澤川校長は「自家用車通勤にこだわるのであれば異動してもらおう」と父に語ったそうです。父は、実は7月に澤川校長に面会したときから騙されていたのだと、このとき初めて気がついたと語っていました。父はその悔しさを、後に、弁護士に宛てた文書にもしたためています。その後、自家用車通勤についての澤川校長と岡崎教頭の私に対する嫌がらせが過激になっていきました。朝、私が借りている民間駐車場で、私が車から降りると、その瞬間に、どこかに身を潜めていたのでしょうか、突然飛び出してきて、二人で「あなたに、車で来ていいと言っていない。信用失墜行為だ」とか、通学中の生徒に、「疋田先生は車で学校に来る悪い先生だと親に言いなさい」と叫んだりしはじめたのです。そのような嫌がらせはその後、さらに過激になり、いつしか、その様子は、学校中の噂になっていきました。

翌年の平成15年3月に父は肝臓がんのカテーテル手術をしましたが、そのことを知りながら、澤川校長は「それでも認められない」と言って、「自家用車通勤を認めない理由」を書面で私に手渡しました。

平成15年4月に私の父は、現在私の代理人の一人になっていただいている福島晃弁護士

に伴われて学校に行き、澤川校長に私の自家用車通勤願いについての交渉をしました。すると、澤川校長も小平市教育委員会もあっさり私の自家用車通勤を許可し、私は5月から自家用車通勤になりました。

ところが、その直後、澤川校長は、山中湖でのソフトテニス大会での私のB君への体罰を服務事故として報告すると私に言ってきました。私としては5月6日の夕方、学校で、この件についてB君とB君の父親に説明をし、納得してもらっていました。そして、山中湖の件とその後のいきさつについて澤川校長に報告するつもりでいました。それなのに、澤川校長はこの件について、私に聞くより先に、B君の父親に電話をして、このことを知ったそうです。そのときの校長の話では、B君の父親は体罰ではなく大ごとにしなさいでほしいと言ったそうですが、校長としては、これは体罰事件として報告すると言いました。私は「何故、澤川校長が真っ先に私に聞かないのだろう」と不信感を抱き、澤川校長がとった行動の理由について考えました。

実は、その約4ヶ月前に、同じ小平第五中学校で、体罰事件がありました。ある教諭(X教諭とします)が当時2年生だった女子生徒Yさんの顔をたたき、その生徒と保護者が学校に訴えてきたのです。岡崎教頭がYさんと保護者をなだめ、この事件を公表しませんでした。またこの事件の内容を知っていた澤川校長は、むしろ、この事件のことを市教委に一切報告しないことを職員会議等で堂々と報告していました。それなのに、私は、同じようなケースで、しかも私の場合は、当時B君もその保護者も納得していたのに、なぜ私に対する扱いは違うのだろうといぶかしく思い、自家用車通勤の件への報復なのではないか、自分は狙われているのではないかと、恐ろしさを感じ始めました。

その当時、澤川校長は小平第五中学校の教職員たちには「Yさんはたいして怪我をしていない」と言い、さらにYさんの保護者のことを「怪我也していないのに苦情を言うてくるモンスターペアレンツ」であるかのように説明し、むしろ、そんなモンスターペアレンツを撃退した岡崎教頭的美談話のようにこの事件を扱っていました。だから、裁判の尋問での澤川校長と岡崎教頭の「(X教諭に)たたかれた女子生徒(Yさん)の怪我は鼓膜損傷だった」という言葉を耳にしたとき私は啞然としました。私の場合B君に怪我をさせていないのです。しかもX教諭はなんの処分も受けていません。私の現在の体罰認識では、X教諭の場合も私の場合も体罰であると思っているので、Yさんとその保護者が苦情を学校に訴えるのは当然だと思います。またX教諭が現在東京都の公立中学校に相変わらず教諭として勤務しているのに、私が免職処分にされていることは未だに納得できません。

その後、まだ私の件が教育委員会によって審査中だった9月に、産経新聞とフジテレビのワイドショーが、私のB君への体罰と確認書の件を報道しました。当時、澤川校長は、職員会議で「新聞記事は、小平市教育委員会に私が報告したとおりです」と発言しました。そのテレビのワイドショーを見た人によると、インタビューを受けた生徒や卒業生たちが全員、私のことを「面倒見のいい、良い先生です。」と答えているのに、澤川校長は取材クルーをわざわざ校長室に呼んで、私の悪口を派手に語っていたそうです。

一方、小平市教育委員会の稲葉秀哉理事は、報道事件の数日後に体育館で開催された臨時保護者説明会の直後、私に、「産経新聞に情報を発表したのは東京都教育委員会のほかに考えられません」と言いました。

その後、澤川校長は10月3日の職員朝会時に、教職員たちとの事前の打合せや打診を何もせぬまま、一部のPTA役員を職員室に入室させました。その役員たちは、封印した封書を、生徒を通じて全家庭に配付するよう、教職員たちに求めました。突然職員朝会に来て、しかも封印された封書の配付をもとめるという異常な事態を不審におもった教職員たちの要求から、その日、緊急職員会議が開かれ、校長が配付を許可したその文書を事前に開封してみると、その内容は、私を、実名入りで誹謗中傷する内容であり、また差出人も、PTA役員会代表となっていました。教職員もPTAのメンバーですから、この文書がPTA運営委員会で検討されていないことはその場ですぐ分かりました。

そこでそれらの封書の配布が止められました。澤川校長は、教職員にこの件についての事情説明をする臨時職員会議を午後4時からやることを約束しました。しかし、その午後4時に、澤川校長は、私を校長室に呼び「平成15年10月6日から平成16年3月31日まで、教員としての資質・能力と信用を回復するための校地外研修」をするようにと職務命令を文書で出し、臨時職員会議は中止になってしまいました。

ところで、そのとき、澤川校長は同時に、翌日のソフトテニス部の10月4日の活動指導と翌々日の10月5日の大会引率と監督指導の命令をも私に出しました。私が「3日後から急に私の教員としての資質・能力と信用がなくなるということですか？」と尋ねると、澤川校長は「私には答えられません。小平市教育委員会がそう思っているのでしょう。」と意味不明な答え方をしたので、澤川校長の横にいた小平市教育委員会の栗林指導主事に答えを求めると、栗林指導主事は「坂井教育長が決めたことですから・・・」と言いました。

私は、授業・けやき祭・定期考査の採点・部活動指導等の生徒たちへの教育活動を中断することになる、この職務命令に従うべきかどうか悩みましたが、自分自身の資質・能力を研磨するためだと考えなおし、全力で校地外研修に臨みました。

そして、研修に入って3日目にあたる10月8日、東京都教職員研修センターの午後の研修で、「第二次世界大戦中に学校での『懲戒のための体罰』を容認していたかのような雰囲気があった。そのために、日本人の多くが、戦後の日本国憲法下でやっと『懲戒のための体罰』が禁止されたと誤解している。しかし、明治時代の帝国憲法下からずっと『懲戒のための体罰』は禁止されている」そして「今現在、先生方が行っている『強度のスキンシップ』という行為は、軽くても重くても、すべて『体罰』にあたる」という、自分にとっては衝撃的な事実を学習しました。

今までの私の体罰認識のまちがいを、指導教官から指摘され納得しました。それと同時に澤川校長も岡崎教頭も教諭であるB君の父親も、生徒も保護者も教職員もそしてマスメディアも、依然として、それまでの私のもっていた体罰認識でいることに気づき、そのことを指導教官に話しました。指導教官は「今日は研修したかいがありましたね。伝えられ

る人がいたらすぐに教えてあげてください。また、学校に戻ったら、体罰認識の誤解について、現場の先生方に教えてあげてください。」と私に言いました。私は、この研修中に他の内容についても、どんどん吸収するつもりで、積極的に学習しました。

ちなみに、この研修中、私は「あなたには分限処分は関係のないことだ」とも研修担当の指導教官から言われていました。

平成15年12月には、指導担当の宇田統括指導主事から「学校現場に戻って、学校の中心となり校内研修で使ってほしい」とパワーポイントのデータをいただきました。さらに翌日には、鈴木統括指導主事から「学校経営・学校運営の中核となって、あと十数年、教育にうちこんでいただきたい」と評価されました。

平成16年2月には、「研修後の4月からは異動先の学校で、この研修を生かす教育活動してください」と東京都教職員センター・多摩事務所・小平市教育委員会などの指導教官たちから言われ、そのつもりで研修にまい進していました。

ところが、あと1ヶ月と少して研修が修了する2月23日に、私は東京都教育委員会人事部に呼ばれ、給与1ヶ月分の現金を渡され、突然解雇されました。「教育公務員としての適格性を欠く」という分限免職処分でした。

何がなんだか分からないうちに、ちょうど、その1週間後の3月1日に、私の父は帰らぬ人となりました。父が亡くなった翌週に、小平市教育委員会に呼ばれ、その際、私は自分の研修の評価を稲葉理事に尋ねました。すると、稲葉理事は、「研修報告書を都教委はもちろん、澤川校長も坂井小平市教育長ばかりでなく私(稲葉理事)も見ていなかったの、評価はできません」と答え、その理由として「研修期間が終了していないからだ」と言いました。さらに、稲葉理事は「まさか先生が解雇処分になるとは思っていませんでした。私どもは、もともと先生が教員としての適格性がないなどとは思っていませんので、お住まいの近くの学校の講師をやられたらいかがですか」と私に言いました。

私は稲葉理事の助言に従って、口コミで講師登録をしました。すると、3ヶ月後の5月に、朝霞市教育委員会によばれ、市内の中学校の理科の臨時講師を依頼されました。その学校に行くと、校長と教頭は私の履歴カードを見て、「ベテランの理科教諭が半年前から病気休職したため、新人採用教員を4月から雇ったら2ヶ月たたないうちに突然辞職してしまい、中学3年生がまだ2年生の内容をやっているの、1学期中に間に合わせてほしい。できれば3年生の修学旅行の引率と1年生の遠足の引率もお願いしたい。」と言いました。私は承諾して、授業準備にとりかかりました。しかし、出勤日の前日になって、朝霞市教育委員会から「履歴カードの最後の『分限免職処分』に対して、埼玉県教育委員会が難色を示し、ぎりぎりまで交渉していたのですが、結局、採用を見送ることになりました。先生には申し訳ないことをしてしまいました。」と謝罪電話をしてきました。

私は「必要とされ」「教員免許資格を所持している」のに、教育現場で働けないという現実と直面し、「自分は社会に役立たない人間なのか」と精神的に落ち込み自殺を考えたこともありました。それでも、映画関係・土木関係・塾講師等の日雇いの仕事をしながら、「自

分も少しは社会に役立っているかもしれない」と自分に言い聞かせながら、約 1 年半を過ごしました。

妹がカナダのトロント大学在外研究に従事していたので、平成 17 年 9 月に「映画祭」の取材も兼ねて、トロントに行きました。そこで、カナダの人たちが、いろいろな職業に積極的にチャレンジしている姿を見て感心し、克己し、日本に帰ってすぐに、私立学校に講師を派遣している会社に面接に行きました。模擬授業をする試験を受けて、すぐに採用され、1 週間後に、私立高校の臨時の理科講師になりました。翌年の平成 18 年度からは私立高校 2 校に 1 年間契約で非常勤講師として勤務し、翌年の平成 19 年度から現在まで、直接契約で私立中学校と私立高校と日本語学校の非常勤講師を続けています。薄給ではありますが、教育現場で生徒と接することに自分の生きている意味を見出しています。

現在も私は「学校における体罰や暴力をなくす」取り組みについて日々実践研究を積み重ねていますが、教育行政も学校現場も報道機関も一般市民も「教師による体罰」についての解釈基準が一定ではないので、苦勞しています。教育現場での多くの人の体罰認識は、研修を受ける前の、平成 15 年 10 月以前の私の体罰認識と何ら変わっていません。まぢまぢの要求を保護者が学校に求め、その対応に管理職は迷い、教師は悩み、生徒たちはさらに戸惑っています。結局、子どもたちが被害を受けてしまっています。すべては、体罰関連の処理が秘密裏に、また時には恣意的に行われているからです。体罰について、子どもたちは教師に忌憚なく主張でき、また教師も子どもたちの意見を真摯にとらえ、また意見も言える教育現場を作ることが今こそ必要です。それが実現すれば、教師の体罰も子どもたちの暴力もいらない教育現場が生まれます。このような教育現場をつくるための教師たちの自主的な校内研修が必要です。

私としては「学校において体罰や暴力から子どもが守られ、強圧観を持たずに教育を受けられる権利」の確保を目指し、今年の 5 月にスイスのジュネーブの国連本部で開かれる「子どもの権利条約会議」に、国連 NGO である DCI 日本支部事務局の実行委員として参加する予定です。

ところで、教育者に限らず大人も子どももすべての人にとって学習が必要です。失敗し反省し学習し実践し成長しながら自らの人格を形成していくべきなのです。

私の裁判訴訟を支援する会に、東久留米市立西中学校のとき教え子のひとりの女性がメールをくれました。そのメールには「偶然ネットのリンクをまわっていたところ、こちらのサイトに出会い、大変驚きました。なかなかくせのある方で、当時は苦手としていた先生ですが、今思えば先生のおっしゃっていた言葉は、本質をつくものばかりで、今の時代には珍しい、否、希少価値のある先生だと思います。今の私は何もすることはできませんが、少しでも早く疋田先生が教壇に戻れるようお祈りしています。どうぞお体に気をつけてがんばってください。」と書かれてありました。彼女も、そして私も学習をしながら人格形成を構築しているのです。

日本の教育基本法の第一章(教育の目的)の第 1 条の書き出しは昭和 22 年制定のものも

平成 18 年制定のものも「教育は、人格の完成を目指し」です。私はこのことを常に心がけて教育にあたってきました。このことを生徒・保護者・教職員に伝えるために 1994 年 3 月 15 日の西中学校 PTA 誌「けやき」第 73 号の表紙に私は自分の詩を載せました。

ここで、私の教育姿勢を示す「詩」を吟じます。

題名は「伝言」です。

今日のノリは悪かった	気持ち半分伝わらない
企画減点・表現不可点	準備今一・経験不足
迫力不燃・気分不愉快	自信喪失・不満充満
口惜しいけれど不合格	今日の授業は不合格
君たちから教わった	忘れかけてた初ごろ
思い起こして立て直し	
準備準備 知識の準備	準備準備 仕掛けの準備
準備準備 心の準備	
明日はきっと驚くぞ	お楽しみはこれからだ
トップ合格まちがいなし	
結果にこだわる受験生	逃げ出したくなる中学生
ひとりであせるな慌てるな	
ちょっと止まって見てごらん	隣で歩く人がいる
歩調を合わせてイチ・ニ・サン	いっしょに歩いてみてみよう
僕たち大人の毎日は	受験みたいなものなんだ

昨年の平成 21 年 12 月に、私は、教育職員免許法第 9 条の 3 に定める免許更新講習の課程を修了し、東京都教育委員会の審査に合格しました。講習内容は「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項として、教育の最新事情」「教科指導の充実に関する事項として、理科教育(物理・生物・化学)」「生徒指導その他の教育に関する事項として、カウンセリングとコミュニケーション」で、合計 30 時間でした。一昨日の平成 22 年 1 月 25 日に、東京都庁第二庁舎 27 階で、東京都教育委員会人事部から「教育職員免許更新講習修了確認証明書」を手渡されました。

私が約 6 年前の平成 16 年 2 月 23 日、研修途中の段階で、東京都教育委員会人事部から突然解雇を言い渡されたのもこの同じ場所でした。屈辱的な解雇に抗して、多くの教え子を含むたくさんの方々の支援を得て、教育現場で生徒たちと向き合い続け、その中で教育への情熱を、教師としての誇りを回復し、6 年間踏ん張ってきたのだということを改めて思い起こしました。

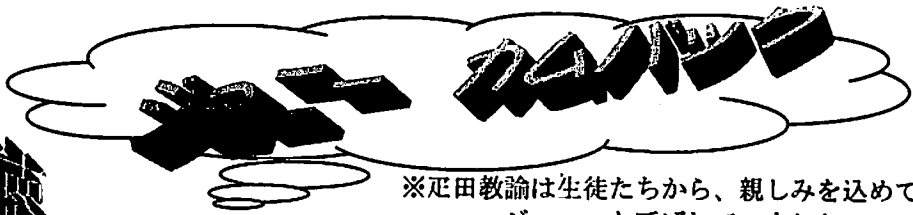
ところで、性教育についてですが、学校現場での必要性はなお高いのに、特に東京都の

公立学校では性教育を実践できる教師がほとんどいなくなって困っているようです。私は、昨年も以前のように、東京ではなく他県ですが、中学校や高校から依頼され、性教育の講演会の講師を務めました。

先日、東久留米市立西中学校と小平市立小平第五中学校を訪問しました。生徒たちも気安く声をかけてくれて、また副校長はじめ他の教職員たちも私を元の教職員として丁重に対応してくれました。そのような中で、「疋田先生のような人が今、公立中学校に必要なのだ。」と言われました。全国の性教育研究会からも、東京都の公立中学校現場に戻り、実践研究を復活させることを期待されています。

裁判所においては、平成16年2月23日に東京都教育委員会が出した私に対する分限免職処分を取り消し、東京都に対して、東京都の公立中学校の現場に私を教諭として即刻戻すように指示してほしいと願っています。

ジョニー



※正田教諭は生徒たちから、親しみを込めて
ジョニーと呼ばれていました。

この裁判は2009年9月より裁判官が複数のお合議制に変更されました。

いよいよ東京地裁で判決が出されます。



判決 2010年4月28日(水)

東京地裁 527号法廷 午後1時15分～

みなさん是非傍聴し、判決を見守ってください!!!

判決後に記者会見を行います。また報告会も行います。会場は後ほどお伝えします。
報告会では判決をふまえ、今後の運動についても熱く語り合しましょう。

ひきだ

正田教諭分限免職取消訴訟

経通 東京都小平市で公立中学の理科の教師をしていた正田哲也教諭は、2004年2月末、突然、教員として「不適格」という理由で「分限免職」されました。新しく赴任してきた校長のもとで学校運営が強引に変質させられ、次々と教員が攻撃されて他校へ異動させられた末、マスコミを巻き込んだ「体罰」キャンペーンの中で、正田教諭は教育現場から引き離され、研修措置を受けている途中で、「分限免職」という異例の「解雇処分」を受けました。東京都人事委員会への処分取消しの申し立ては2007年1月に棄却されたため、2007年7月に東京地方裁判所に提訴し、処分の不当性を訴えてきました。その中で、処分理由の虚偽性、「教育」に対する理解の欠落、「体罰」を真に克服しようとする意志の欠如など、被告、東京都側の、教育に対する無責任で稚拙な認識、結論先行・根拠薄弱な処分過程の不正でずさんな実態が明らかになってきました。

※ ※ ※

☆理科教育では、互いの考えを尊重しあう柔軟な発想から科学的思考力が育つと考えてきた。

☆性教育では、自他の性を尊重する中で、自己の意思決定・自己表現をし、
性に関するよりよい人間関係を作っていくことを大事にしてきた。

☆「音楽」「演劇」「スポーツ」「生徒会活動」…多様な教育活動を進めることで、
自己表現にはいろいろな方法があることを伝えたいと思っていた。

※ ※ ※

そして、この自己決定・自己主張できる人間を育成する教育が攻撃されたのではなかったかと…。

是非、傍聴をお願いします！ 真実が明らかにされるように、 判決を見守ってください！！



問い合わせは「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」(ジョニーの会)事務局まで

eメール yfe12833@nifty.com

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/hungenmenschoku/index.html>

